公　示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和８年（2026 年）11 月 27 日

収支等命令者

佐賀県立産業技術学院　学院長　山口　誠

１　業務内容

(1)　委託業務名　産業技術学院在職者訓練「レディメイド訓練」（生成 AI 関係）実施業務

(2)　委託業務の仕様等　別添説明書による。

(3)　履行期間　契約締結日から令和９年（2027 年）３月 18 日(完了報告期限)まで

２　参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1)　県内企業またはそれに準ずる企業であること。

県内企業とは、県内に本店を有する者。また、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率※が 50%以上の者若しくは県内支店等に勤務する従業員数が 50 人以上の者又は誘致企業をいう。(※県内従業員比率=佐賀県内の事業所に勤務する従業員数／全従業員数)

県内企業に準ずる企業とは、県内に事業所を有し、当該事業所に常駐する従業員数が１人以上である者をいう。

(2)　緊急の打合せ、作業等が必要な場合に、迅速に対応できること。

(3)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5)　公募開始の日の６か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6)　佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7)　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまで

に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　手続等に関する事項

(1)　担当課　佐賀県産業技術学院 総務企画課 在職者訓練担当

郵便番号 846-0031　佐賀県多久市多久町７１８３－１

電話　0952-74-4330

電子メールアドレス　sangyougijutsugakuin@pref.saga.lg.jp

(2)　説明書の交付期間及び方法

令和 8 年（2026 年）11 月 27 日（金曜日）から同 12 月 16 日（水曜日）まで佐賀県ホームページに掲載する。

４　説明会について

本件企画コンペについて説明会は実施しない。（不明な事項については、別添説明書に記載の方法により質問すること。）

５　参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、３(1)の担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1)　提出期限　令和 8 年（2026 年）12 月 16 日（水曜日）12 時まで

※　郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(2)　参加資格の確認結果は、令和 8 年（2026 年）12 月 17 日（木曜日）までに通知する。

６　企画提案書の提出

別添説明書を参照の上、３(1)の担当課に持参又は郵送すること。

(1)　企画提案書の内容は、説明書添付の仕様書の内容を満たすものとする。

(2)　提出期限　令和８年（2026 年）12 月 21 日（月曜日）12 時まで

※　郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7　プレゼンテーションの日時及び場所

(1)　日時　令和８年（2026 年）12 月 25 日（金曜日）（参加者ごとに開始時間を別途連絡）

(2)　場所　佐賀県立産業技術学院（佐賀県多久市多久町７１８３－１）

(3)　プレゼンテーションは参加者ごとに行う。

8　結果の通知

令和９年（2027 年）１月８日（金曜日）までに、全ての参加者に対し通知する。

9　評価に関する事項

(1)　評価基準は別紙のとおりとする。

(2)　別添説明書に記載している企画提案書記載事項について、未記載のものがあった場合や添付資料等の不備により内容が確認できない場合は、当該事項に対応する評価項目は０点とする。

(3)　評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10　その他

(1)　契約保証金

契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。ただし、次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(2)　見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3)　失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は、無効とする。

ア　参加する資格のない者が行った場合

イ　本件企画コンペの手続について不正行為を行った場合

ウ　見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ　１人で２以上の企画を提案した場合

オ　代理人でその資格のない場合

カ　企画提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4)　企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア　参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5)　最優秀提案の決定方法

最低基準点以上の点数を得た提案の中から評価点の最も高い提案を最優秀提案とする。

なお、最優秀提案とするべき評価点の最も高い提案が２以上あるときは、企画内容の評価点が高い提案を最優秀提案とする。

(6)　参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7)　その他

別添説明書による。